

～令和4年3月以降に大学等を卒業し

令和4年4月以降に奨学金等の償還が始まった方へ～

— 令和6年度 —

## 【七飯町奨学金等償還支援事業のご案内】

<令和6年度の受付期間：4月10日（水）～10月31日（木）>

七飯町へのU I Jターンの促進や定住  
人口増加のため、奨学金等を利用して  
学校を卒業した方等を対象に、償還した  
奨学金等の一部を七飯町が助成する  
事業を新たに実施いたします



七飯町教育委員会 教育総務課 庶務係

七飯町本町6丁目1番2号【七飯町文化センター内】

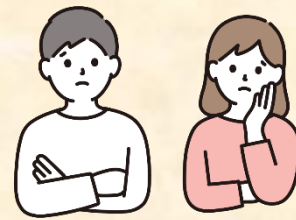
電話：0138-66-2069（平日8：30～17：15）

## 【本事業の目的】

七飯町の発展に寄与する意志がある者への支援はもとより、町へのU I Jターンの促進と人口流出の抑制、人口減少時代における定住人口の増加及び地域企業の労働力確保を推進するため、七飯町育英基金や日本学生支援機構の奨学金等を借入している方を対象に、前年度償還した奨学金等の一部を助成する制度を実施します。

## 【対象となる奨学金】

- ・七飯町育英基金
- ・日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）
- ・その他町長が認める奨学金



## 【対象者】

下記の全てに該当する者

- ・令和4年3月以降に大学等（大学院、大学、短大、高専、高校、専修学校等）を卒業（修了）した者
- ・大学等の在学期間中に奨学金等の貸与を受け、令和4年4月以降に償還が始まった者
- ・申請年度の前年度において、償還義務のある奨学金等を全額償還した者
- ・奨学金等の償還に関し、他からの助成を受けていない者
- ・償還月以前から継続して七飯町に住民登録があり、現に居住し、かつ、助成金の交付を受ける年度の末日まで継続して居住する見込みである者
- ・大学等を卒業（修了）した後、町内又は近隣市町村の事業所等（国及び地方公共団体を除く。）に正規社員又は非正規社員（雇用保険に加入している者に限る。）として就業している者、又は農業等に従事している者で、助成を受ける年度の末日まで継続して就業する見込みである者（公務員及び独立行政法人職員を除く。）
- ・助成金の交付を受けようとする者に町税等の滞納が無い者
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者



## 【助成金の額】

前年度中に償還した奨学金等（複数ある場合は合算）をもとに計算します。

（1）七飯町内の事業所等に就業した場合、前年度の償還額（利子除く）に  $\frac{2}{3}$  を乗じた額

（2）近隣市町村の事業所等に就業した場合、前年度の償還額（利子除く）に  $\frac{1}{2}$  を乗じた額

※助成金の上限額は、償還した月数×1万円です。（年間12万円上限）

※助成金に千円未満の端数がある場合は切捨てます。

※当該年度に償還した奨学金等に対する助成は翌年度に申請できます。（10年分まで）

### 【助成対象期間】

いずれかの奨学金等の償還が開始した月から起算して10年分です。



### 【助成金申請の流れ】

- (1) 前年度に償還義務のある奨学金等を全額償還する。
- (2) 下記の関係書類を添えて申請する。(令和6年度の受付期間は4/10~10/31です)
- (3) 事務局で申請内容を確認し決定通知を発送しますので、決定通知を受け取った後、請求書を提出する。事務局で請求内容を確認し指定の口座に振り込みます。
- (5) 翌年度以降も助成金を希望する方は、次の4月以降に関係書類を添えて申請する。

### 【申請時に提出する書類】

七飯町奨学金等償還支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)に下記の関係書類を添えて提出してください。

- (1) 奨学金等の貸与を証する書類の写し
- (2) 奨学金等の借入残額、前年度の償還額、償還開始月及び償還期間が確認できる書類の写し
- (3) 大学等の卒業証明書等の写し
- (4) 雇用(在職)証明書(別記第2号様式) ※所属事業所に記入してもらうこと
- (5) 誓約書(別記第3号様式)
- (6) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの写し等)
- (7) その他町長が必要と認める書類(※)

※その他町長が必要と認める書類の例

- ・ 事業所等に雇用されている場合は雇用保険に加入していることがわかる書類(雇用保険被保険者証、雇用保険資格取得等確認通知書の写し等)
- ・ 農業等に従事している場合はその旨確認できる書類(営農証明や雇用証明書等)

※七飯町育英基金をご利用の方は、(1)(2)の書類は不要です。

※日本学生支援機構をご利用の方は、(1)(2)の書類について、「奨学金貸与証明書」「奨学金返還証明書」「奨学金返還額証明書」及び「口座加入通知」の写しを提出ください。



### 【その他注意事項】

- ・ 申請内容の変更、誤り、虚偽の申請があった場合は、交付した助成金を返還していただく場合がありますので、気になる方は一度お問い合わせください。
- ・ 交付した助成金は奨学金等の償還に利用してください。



<お問い合わせ先>  
〒041-1193 亀田郡七飯町本町6丁目1番2号  
七飯町教育委員会 教育総務課 庶務係  
電話：0138-66-2069(平日8:30~17:15)

